

# 記入例

給与支払報告書  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

税額通知書の  
特別徴収義務者指定番号  
を記入してください。

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

羽島 市町村长殿		所在地 〒 501-6292 羽島市竹鼻町丸の内6丁目160		特別徴収義務者指定番号 宛名番号		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 5432109	
令和4年11月1日提出		フリガナ マルノウチショウジ		担連当絡者先		所属 氏名 電話	
〔特別徴収者〕 給与支払者		氏名又は名称 丸の内商事		丸の内商事		総務 丸内 次郎 058-123-4567 内線 ( )	
フリガナ		ハシマ イチロウ		異動日		異動の事由	
氏名		羽島 一郎		異動年月日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
生年月日		昭和40年1月1日		異動年 異動月 異動日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
個人番号				異動年 異動月 異動日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
受給者番号		8		異動年 異動月 異動日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
1月1日現在の住所		羽島市正木町44		異動年 異動月 異動日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
異動後の住所		羽島市正木町55		異動年 異動月 異動日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
		123,000 円		異動年 異動月 異動日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
		41,400 円		異動年 異動月 異動日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
		81,600 円		異動年 異動月 異動日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
				10月20日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

徴収できなかった税額（一括徴収した場合は、一括徴収した税額）を記入してください。

1. 特別徴収継続  
新しい勤務先で引き続き給与から天引きする場合  
2. 一括徴収  
退職時にその年度の未徴収税額を全額納入する場合  
3. 普通徴収  
未徴収税額を本人が納付する場合

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	5012346 (新規)	法人番号		新しい勤務先へは、月割額 10,200 円を
所在地	〒 501-6292 羽島市正木町55	担当者連絡先	所属 氏名 電話	10 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ	タケハナショウジ	竹鼻 一郎	058-456-1234 内線 ( )	受給者番号 9
氏名又は名称	竹鼻商事（株）			納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 転勤（特別徴収継続）の場合は、新しい勤務先の名称・所在地を記入してください。特別徴収開始月は忘れず記入してください。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
		10月25日	81,600 円	10 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。

一括徴収した税額を何月分で納入したかを記入してください。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	---	---------

一括徴収した税額（上記(ウ)の未徴収税額と同額）を記入してください。

## 記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
  - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
  - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和4年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
  - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。